

テレビ番組制作のために中国に出張中の宴会での過剰な飲酒が原因で死亡した事案につき、業務起因性を認めた事例

—東京地判平成26年3月19日判時2267号121頁

弁護士 長野 浩三

1 事案の概要

本件は、テレビ番組制作のために中国へ出張していた番組制作会社の従業員が、現地の中国人との宴会においてアルコールを過剰に摂取し、その後就寝中に嘔吐し、アルコール摂取の影響で嘔吐反射が働かず、吐瀉物を気管に詰まらせて窒息死した事案(以下、「本件事故」という。)について労働者災害補償保険法7条1項の「労働者の業務上の…死亡」に当たるとして、遺族補償一時金等の不支給処分の取消しを求めた事案である。

2 本件の問題点

本件事故では上記のとおり、「業務上の死亡」といえるかどうかが問題となる。「業務上」の負傷、疾病、障害、死亡といえるかどうかは上記の労災の適用があるかどうかに関係するほか、傷害保険において「就業中のみ担保」特約が付されている場合の保険給付の有無に関係する。

労働者災害補償保険法7条の「業務上」については、労働基準法75条の「業務上」と同義と解されている。

本件では、①宴会が本件事故の原因となっていること、②出張中であったこと、③過度な飲酒が原因となっていることにつき、業務起因性を認めるかどうかにつき問題となる。

なお、本件事故については、傷害保険の給付につき「外来」の事故かどうか別件訴訟で争われている(後述)。

3 ①宴会が本件事故の原因となっていること

一般に、宴会や懇親会が業務起因性を有するか否かについては当該行事に参加することが被災労働者にとって業務と認められることが必要であり、そのためには、労働者が参加した宴会、懇親会等の主催者、目的、内容、事業主の指示・命令の有無、費用の負担などの事情を勘案して総合的に判断するとされている。

一般的には、宴会や懇親会への出席は業務命令があればともかく、本来業務との関連は薄く、業務起因性は認められない場合が多いといえる。但し、営業課員や庶務課員など、自己の職務として参加する場合には業務起因性が認められる。

社外の料理店で開催された銀行の期末預金増強決起大会中に飲酒した銀行員が階段から転落して死亡した事案について業務起因性を認めた事例がある(千葉地裁佐倉支部判昭和58年2月4日労判406号58頁)。会社が主催した海外「研修旅行」に参加中に航空機事故で死亡した事案につき、主目的が観光、慰安にあり、参加者に費用負担があったこと等から業務起因性を否定した事例がある(岐阜地判平成13年11月1日労判818号17頁)。

4 ②出張中であったこと

出張とは、事業主の包括的または個別の指示命令に基づき、通常の勤務場所を離れた他所で業務に従事することをいう。日帰りもあれば宿泊を伴うものもある。出張業務については、移動のための交通機関、ホテルでの滞在等を含む全過程について事業主の包括的な支配を受けているものとして、その間の行為については業務起因性が認められる。出張中は、事業主の直接の管理下にはなく、食事などの私的行為もあるが、私的行為であっても出張により業務に関連するものであるから積極的に行った私的行為や恣意的行為でない限り業務起因性が認められる。

具体例としては出張中の宿泊施設での飲酒後階段で転倒して頭部を打撲して死亡した事案につき業務起因性を認めたものがある(福岡高判平成5年4月28日労判648号82頁)。出張中の労働者が一緒に仕事をした他社の従業員の送別会に出席して酩酊し、その後川に落ちて死亡した事案につき私的な飲酒行為によるものとして業務起因性を否定した事案がある(東京地判平成11年8月9日労判767号22頁)。

5 ③過度な飲酒が原因となっていること

過度の飲酒、酒に酔っての喧嘩、帰路の途中で業務と関係のない観光史跡に行くなどの積極的私的行為の場合には業務との関連性を欠くものとして業務起因性が否定されることが多い。

6 本件の判示

本件判決は、業務起因性の判断基準について下記のとおり判示している。「労災保険法12条の8第1項4号及

び5号所定の保険給付(遺族補償給付及び葬祭料)は、労働者が業務上死亡した場合について行われるところ(労災保険法12条の8第2項、労基法79条、80条)、「労働者が業務上死亡した場合」とは、労働者が業務に基づく傷病に起因して死亡した場合をいい、労働者の傷病と業務との間には相当因果関係のあることが必要であり、その傷病が原因となって死亡事故が発生した場合でなければならないと解すべきである(最高裁判所昭和50年(行ツ)第111号昭和51年11月12日第二小法廷判決・裁判集民事119号189頁参照)。そして、労働者災害補償保険制度が、労基法上の災害補償責任を担保する制度であり、災害補償責任が使用者の過失の有無を問わずに被災者の損失を填補する制度であって、いわゆる危険責任の法理に由来するものであることにかんがみれば、労働者の傷病と業務との間の相当因果関係は、労働者が使用者の支配下で業務を遂行していたことを前提として、当該傷病が労働者の従事していた業務に内在する危険性が発現したものと認められる場合に、これを肯定することができるものと解される(最高裁判所平成6年(行ツ)第24号平成8年1月23日判決第三小法廷裁判集民事178号83頁、最高裁判所平成4年(行ツ)第70号平成8年3月5日第三小法廷判決・裁判集民事178号621頁参照)。

これを前提に、本件宴会は出張中のものであり、また、宴会の目的自体が中国政府の要人等との親睦を深めることであり、中国においては、ビジネスにおいて人脈が強い影響力を持つと考えられており、そのため、飲酒を伴う宴会が、官庁や企業における業務を円滑に遂行するために必要なものとして捉えられる傾向があること等から、宴会であっても本件宴会への出席自体は業務起因性があるとされた。

問題は過剰な飲酒が積極的私的行為として業務起因性が否定されないかである。この点につき、本件判決は、「中国の伝統的な宴会では、アルコール度数35度から60度程度の白酒を、主催者側と客側が、挨拶(口上)を交わしながら一気に飲み干す(以下、こうした態様の飲酒行為を「乾杯」(カンペイ)という。)ことが繰り返される。こうした宴会においては、注がれた酒を飲まないことは、相手に対して失礼な行為であるとみられる傾向がある。」ことなどから、「積極的に私的な遊興行為として飲酒をしていたと評価すべき事実を見いだすことはできず、むしろ、本件第2会合における「乾杯」に伴う飲酒は、本件中国ロケにおける業務の遂行に必要不可欠なものであり、亡Aも、本件日本人スタッフの一員として、身体機能に支障が生じるおそ

れがあったにもかかわらず、本件中国ロケにおける業務の遂行のために、やむを得ず自らの限界を超える量のアルコールを摂取したと認めるのが相当である。」と認定し、業務起因性を肯定した。

本件では出張中の宴会での過度の飲酒という一般的には業務起因性を否定すべきとも思える事案において、中国における特殊事情等を勘案して業務起因性を認めた事案といえる。

7 本件事故に関する傷害保険金請求について

東京高判平成26年4月10日判時2237号109頁は、本件事故について傷害保険金が請求された事案である。同判決では、過度の飲酒後吐瀉物が気管に詰まって窒息したことについて傷害保険の「外来」性の要件充足性が問題となっていた。同事件の審理の途中において、最判平成25年4月16日判時2218号120頁が吐物を誤嚥して気道閉塞を生じた場合については、誤嚥は身体の外部からの作用を当然に伴っていることから身体の外部からの作用によるものとして外来性の要件を充足し、この理は誤嚥による気道閉塞を生じさせた物が吐物であっても同様であると判示したため、上記東京高判においては外来性の要件が認められ、傷害保険金請求が認容された。

参考文献

- 富田 武夫『改訂2版最新実務労働災害－労災補償と民事損害賠償－』(三協法規出版、改訂2版、2015年)
- 厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課『六訂新版労働者災害補償保険法－労働法コンメンタール5－』(労務行政、2005年)